

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

夢を持ち自分を生きる人を育てる！

2004年12月の12,693万人をピークに日本の人口は大幅に減少し、2050年には9,500万人、2100年にはちょうど100年前（明治時代）の4,000万人台に戻るだろうと予測されています。また同時に、2004年には19.5%だった高齢化率は、2050年には39.6%、2100年には40.6%に達すると予測されています。

たった32年後の2050年、人口は今の3/4になり、日本人の4割が65歳以上の老人になるのです。人口が減り購買意欲の低いお年寄りばかりになり、顧客も売上も減り、雇用する社員もいなくなる... まさに、人口減少=経済収縮の大不況、大廃業時代が日本経済に襲いかかっています。

そんな日本の更なる問題は、「若者の仕事に対する意識」です。起業に無関心な若者の割合は米国22.9%、ドイツ30.6%、英国36%、フランス39.2%なのに対して日本は77.3%.. 欧米では約8割の若者が「いつか起業してみたい」と思っているのに対して日本では約8割の若者が「サラリーマンのままでよい」と思っているのです。これでは日本が良くなるはずがない... そんな危機感を感じます。

.....

エッセイスト 玉村豊男 「死ぬまで働く」 2018.2.10 日経新聞 “明日への話題” より

私はサラリーマンの経験がないので、有給休暇もボーナスももらったことがない。残業という概念もなければ、定年も退職金もない。

フリーランス(自営業)は、仕事の注文がなくなれば収入がゼロになるのは辛いけれど、仕事があれば好きなだけ働けるのはありがたい。やりたいと思ってやっている仕事を途中でやめろと言われることもないし、死ぬまで働きたいと思えば死ぬまで働ける。

もちろん誰もが自分のやりたい仕事に就けるわけではないし、好きな仕事でも注文がなければそれで生きていくことはできないが、収入の有無にかかわらず、死まで働くことのできる人は幸福である。

私はサラリーマンになりたいと思ったことは一度もないが、職人になれたら素敵だとは何度も思った。単なる繰り返しの見える単調な作業を、そこに毎日小さな発見を探すことで持続のエネルギーに変えていく仕事。拡大することで欲望を満たそうとするのではなく、持続することに無限の満足を感じることができる仕事。それが自分の使命であり、情熱を傾ける対象であり、なにものにも代えがたいよろこびを与えてくれるような仕事。労働が誰から命じられて行う義務ではなく、みずから進んで求める権利であると確信できる仕事.....

私は、何もしないで時間を過ごすことが不得手な人間だ。だからこれからは律義な職人のように、どんな状況にあってもなにかしらやりたい仕事を見つけて、それに夢中になって死ぬまで過ごしたい。

.....

働き方改革という言葉が独り歩きして、働くことは課された悪のようにも言われますが、本来仕事とは自分の夢ややりがいや生きがいを作り出す人生にとってとっても大切な権利のはずです。

私たちTEAM yoko-soのミッションは「お客様のビジョン実現のサポート」... つまり、私たちの究極の目的は夢を持ってイキイキと自由に自分の人生を生き抜く人を育てサポートすることにあります。「夢を持った人を育て、人を残すこと」それが日本の未来を創る基盤になると信じて戦いたいと思います。

◆ 国税における税金納付の6つの方法

今年も確定申告の時期となりました。毎年弊所へ申告作業のご依頼を頂いているお客様には各担当者よりご案内差し上げている内容もあるかと思いますが、確定申告にて納めて頂く所得税や消費税等の「国税」については現在様々な方法で納付手続きを行う事が可能です。

今回は国税の納付における各納付方法とその特徴を簡単にご紹介していきたいと思っております。

● 各納付方法とその特徴

納付手続	納付方法	納付手続に必要なもの	主なメリット	主なデメリット
ダイレクト納付	e-tax による簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax の開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> e-tax による操作で日付を指定して口座振替による納付の依頼をかけられる 	<ul style="list-style-type: none"> ダイレクト納付利用届出書の提出をしてから1ヶ月程度かかる
インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax の開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で納税手続が出来る 金融機関で納付する場合も ATM で手続き可能 	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ ATM などは未対応 地方公共団体によっては未対応 事前に納税用番号の取得が必要
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者(民間業者)に納付を委託する方法	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード 決済手数料 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で納税手続が出来る 24時間365日、夜間や休日にも利用可能 カードに引落日まで支払を遅らせられる 	<ul style="list-style-type: none"> 納税額に応じた決済手数料が必要(1万円毎に82円) 領収書が発行されない 納税証明書が発行可能となるまで3週間程度必要
コンビニ納付	コンビニエンスストアの窓口で納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> バーコード付納付書 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関や税務署が近くに無い、時間外の場合にも納付可能 	<ul style="list-style-type: none"> バーコード付納付書の発行がひと手間
振替納税	預貯金口座からの振替により納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替依頼書を提出するだけなので簡単 納付期限が延びる 	<ul style="list-style-type: none"> 不備の場合、延滞税がかかる 対応している税金の種類に限られる
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> 納付書(金融機関の窓口で納付する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 昔からの方法であり慣れていらっしゃる方が圧倒的に多い 	<ul style="list-style-type: none"> 平日の時間に限りのある中で手続きに行かなければならない

(一部国税庁 HP より抜粋)

● クレジットカード納付について

平成29年1月から国税でもクレジットカードによる納税の対応が始まりました。専用ホームページ(国税クレジットカードお支払サイト: <https://kokuzei.noufu.jp/>)に名前や税目、金額、クレジットカード番号等を入力して手続きをする形なので自宅からでも、また休日や夜間にも、納税手続きを済ませる事が出来ます。また上記インターネットサイトでの納付手続が法定期限までに行われていけば良いのでクレジットカードの引落日まで実際の納付を遅らせる事が出来ます。しかし、納税手続きに際しては所定の決済手数料が必要になる等の他、カードの利用可能枠が納付する税額を上回っていないと納付出来ない等、利用に際しては様々な注意点がありますので、十分な事前確認が必要です。

● より安心・安全に納税頂く為に

様々な納付手続きがございますが、実際にご利用になる場合には良くご検討頂く事をお勧めします。弊所では比較的メリットと事前手続きの手間のバランスが良い「振替納税」を推奨しております。まだお手続きがお済でない方はこれを機に一度ご相談頂ければと思います。

上記でご紹介したその他の方法も含めご不明点等ございましたら弊所担当者までお問合せ下さい。

★ 悩める相続第22弾！

今月は「贈与」についてレポートをお送りいたします。

30代、40代の家計にとって子供の教育費や住宅取得資金の準備は大きな課題となり、父母、祖父母からの資金援助（贈与）があれば大いに助かります。

ただし、もらい方によって贈与税が課せられることがあります。贈与を上手に使うポイントと注意点を以下にまとめました。

● 親からの贈与を賢く使いましょう

父親から子どもの私立大学の入学金と授業料150万円を援助してもらいました。はたして税金はかかるのでしょうか？最近、働き盛りの現役世代からこの様な問い合わせが多く寄せられます。確かに、財産をもらった1年間にももらった合計額に対して原則、贈与税が掛かりますが、全ての贈与が課税対象になる訳ではありません。

● 必要な都度もらう

まずは父母、祖父母から生活費や教育費などを「必要な都度もらう」場合で、これは原則非課税となります。父母、祖父母は一般的に子どもや孫の扶養義務があるからです。

ただし、国税庁は「通常必要と認められる金額を超える場合は課税対象」としています。「通常必要と認められる金額」については「教育費の場合」、大学生なら300万円～400万円程度が上限とだろろうと言われています。海外留学の場合は生活費と教育費で年間1,000万円近くかかることもあります。これも「実際に必要な支出であれば税務署が否認するのは難しいと思います。

もしも、税務署の指摘が心配であれば、用途を明確にするために領収証などを保管しておくといいでしょう。もちろん、もらったお金は生活費や教育費ですからそのお金を貯蓄や運用に充てるのはご法度です。

● 住宅取得費も非課税！

非課税贈与には用途別に「住宅取得」「教育資金」「結婚・子育て」という制度があります。このうち「教育資金」「結婚・子育て」については煩雑な手続きがあり、利用に時間と手間がかかります。

一般的なものは住宅取得資金になります。2018年の契約であれば最大1,200万円（優良住宅の場合）までが非課税となりますが、いくつかの要件があります。例えば「翌年3月15日までに物件の引渡しを受ける」ことや年収2,000万円以下であること、「新築又は取得した家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下であり、かつ、その2分の1以上が居住用であること」などです。

贈与税がかからないように年間110万円の基礎控除の範囲内で贈与する方法もあります。

ただし毎年贈与する場合は、贈与する側と贈与される側の意思を毎年確認し、できれば贈与契約書などの記録を残して下さい。

親子間でよくある行為で贈与税がかかってしまう例を挙げて見ます。まずは生命保険で親が契約者、被保険者となって保険料を払い、子どもが満期金を受け取った場合です。親が不動産の名義を無償で子どもに変更したり、親子共有の家の登記割合が資金の負担割合と異なったりする場合も課税対象となります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

保険会社から支払調書が出たり、不動産登記が必要となるために、生命保険や不動産は税務署が把握しやすい財産です。

レポートでお送りいたしました様に贈与には注意する点がございます。

贈与を検討される場合は遠慮なくご相談下さい。

今月の yoko-so



入社2年目の税務支援部：濱崎が初めてセミナー講師を務めました！成長した姿を見せることができる貴重な場所でもありますのでセミナー等には奮ってご参加下さい！！

濱崎さん講師デビュー！！



厳密には1月の出来事でしたが、我々がTEAMyoko-soが誇る「Team税務支援」の至宝濱崎さんの社外講師デビューがありました！！会計事務所の年末イベント「年末調整」の時期にちなみ、「給与計算の落とし穴」と銘打って開催された関与先企業様向けのこの勉強会…事前に所内で行われたプレ発表では私達事務所メンバーも参加して内容を聞きましたが、とても分かりやすい解説で構成されており、「さすが税務チームだなー」と改めて感心してしまいました。今年から変わる配偶者控除の控除額と配偶者の年収要件の引き上げ、新たな150万円の壁について具体例を交えながら進めてくれた濱崎先生の講義にこれからドハマリする人続出する事でしょう！お疲れ様でした



普段と少し違う顔ぶれで 普段と少し違うお店で “Yoko-soシャッフルランチ”

毎月行っている月初MTGの中の新しい取り組みとして「シャッフルランチ」をしました！くじを引きそれぞれ同じ組になった方と一緒にランチに行くというものです。一緒になったメンバーとどこに食べに行くかなど場所決めから始まります！仕事の都合などから普段なかなか一緒にランチを取れない人や他の部署の方と一緒に行くことで事務所内での交流をさらに活発にし、より元気な事務所、オープンハートな事務所にしていくことが目的です。「この人はこういうことをおもっているんだ！」や「こんなに熱い思いがあるんだ！」など新しい発見や気づきがありお互いのことをさらに知ることができる貴重な時間になりました。従業員様の交流や社内の空気作りにも役に立つものでありますので皆様の会社でも是非シャッフルランチを導入してみたいかでしょうか？ランチで利用させていただいた飲食店の情報をもまとめてランチマップなどを作る予定もあるかもしれません！

次号予告

来月は会計事務所の年明け最大のイベント「確定申告」とそれを乗り越えた事務所メンバーが宴の席で緩み切っている貴重な風景をご覧いただけるのではないかと期待しています。次回の社内報が皆様のお手元に届く頃には世間で流行しているインフルエンザも少しは落ち着いてくれているといのですが…

皆様もお体に気を付けて私達と一緒に“Energizer”のパワーでまだまだ寒いこのシーズンを蹴散らしましょう！それではまた来月！！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

“変わらないは、つまらない。”

TEAMyoko-soを一言で表現する私たちのコーポレートメッセージです。

「生き残るのは強いものではない。賢いものでもない。唯一変化するものである（ダーウィン）」
社会と時代の変化に対応し、主体的に自ら変化し、進歩と革新のチャンスを作りだせる社員
・経営者を一人でも多く育てることにより日本の元気を創りだすのが私たちの使命です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じた
ことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 1 1 8）

★ 先日、64歳で新しく事業を立ち上げる女性経営者の創業計画立案のヒアリングにお伺いして参りました。ご自身で勉強させてきた中国茶を地域の皆様に知ってもらいたい。長年暮らしてきた地域の皆さんが集えるコミュニティを作りたい。芸術性の高いデザインの店舗で寛いでいただきたい。有名な建築家のデザインした食器類で食事を楽しんでいただきたい。とても「熱い思い」がストレートに伝わってきました。社長のこの熱い思いを実現できる様にサポートさせていただきたいと強く感じました。 (NISHIO)

★ 様々な組合様から「決算書の見方」セミナーのご依頼が増えています。多くは後継者の方を対象としていて、参加者は、会計のことは今さら聞くに聞けない、何を聞いていいかわからないという方が多いように感じます。創業者はご自分で全てに携わっているので経験の中で覚えていくのかもしれませんが、後継者は出来上がったものを承継するので、机上学習が必要なのだと感じました。経営者には決断力、行動力が必要ですが、決断力を支えるのは「数字力」です。弊社でもサポート内容強化を図りたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 2月はじめ、娘の小学校入学準備の買い物に付き合いました。備品などは学校指定品を購入するものと思っていたのですが、意外に自由に選べることに驚きです。その為か売り場には、様々な商品が取り揃えてあり選ぶのに一苦労です。私的な意見ですが、学校側が家庭に自由な選択を認める反面、義務を限定しているようにも感じます。子供の頃から自分の意思で選択できる状況と、ブランド品を標準服とする都内の学校と果たしてどちらが子供の成長にとって良いのか？娘に自由の意味を伝えようと思います。(TOCHIKURA)

★ 日本から片道30時間をかけてチリとアルゼンチンにまたがるパタゴニアに行ってきました。南極からの強烈な烈風が吹きすさび氷河に削られた烈峰が聳える南の果ての大地... 中学生の頃、写真を見て一目惚れして以来その山に登るために登山の世界に入りましたが、あれから45年、結局は挑戦することもないまま歳をとりました。家内に「地球の裏まで山を見に行くなんて変わってるよね」と言われて「バカ！お前よりズット長い付き合いなんだよ。もう45年も付き合ってるんだから」と言って呆れられましたが(笑)



フィッツロイ、パイネの塔とパタゴニアの名峰を間近で観ましたが愛し続けたセロ・トーレは南極からの烈

風により発生する雲のベールに覆われてその姿を現しませんでした。
45年の恋にも冷たく背を向ける憧れの君。さすがです「死ぬまでにもう一度会いにおいで」と言われたような気がしてさらに恋心が熱く燃えます。
10年後の70歳のときにもう一度この南の果ての烈風の大地を訪れようと心に誓いました。隣の家内は「あ〜あ、バカは死ななきゃ治らないからね〜ダメだこりゃ」と呆れ果てていますが... (笑) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成30年3月13日(火)23(金)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第86回「目標達成請負人が伝授する！自立型人材・組織育成のコツ」

講師：ブランニュー株式会社 代表取締役 内田 圭介

日時：平成30年3月15日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります